

令和6年第9回定例公安委員会会議録

開催日時 令和6年4月11日（木）午前11時13分～午後2時43分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時15分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長
樋口警備部長 濱本警察学校長 坂口情報通信部長
吉村警務部参事官

（事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

警察職員の援助要求（警備部）

福島県公安委員会から、原子力関連施設の警戒警備に万全を期すため、特別派遣の援助要求があった。

委員

派遣期間が20日間となっている。万全の体制で対応をお願いしたい。また、派遣される職員に対する県警の対応を教えてもらいたい。

警察本部

派遣された職員に対しては、派遣期間が終了した後に休暇を取得させ、個別に面談するなどして精神的ストレスの緩和を図っている。

委員

環境が違うことから、帰県後に休みを取っていただいたり、聞き取りをしながら

ら、派遣職員への対応をしっかりとお願いしたい。警戒警備についても、対応をお願いする。

委員

福島原発という、他の原発よりも更に危険度が高いことが予想される勤務場所となることから、万全を期して警備に当たってもらいたい。

委員

20日間という長期派遣となるので、体調をしっかりと管理し、任務を遂行していただけたらと思う。

4 報告事項

- 鳥取県議会 令和6年2月定例会の結果（警務部）
- 鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの運用開始（警務部）
- 管区警察局による監察の受監結果（令和5年度第4四半期）（警務部）
- 自転車乗用中に死傷した交通事故の分析結果（交通部）

（1）鳥取県議会 令和6年2月定例会の結果（警務部）

警察本部

鳥取県議会令和6年2月定例会は、31日間の会期を終え、3月22日に閉会した。警察本部関連の議案は、3議案が審議され、可決された。

代表質問は、鳥取県議会自由民主党の島谷龍司議員から、「県民の期待に応えるための課題と今後の対応」について、会派民主の興治英夫議員から「県内における薬物等の乱用の現状及び取組」について質問があり、それぞれ警察本部長が答弁した。

一般質問は、今定例会では22人の議員が一般質問を行い、そのうち、警察本部に対する質問を行った議員は3人であった。鳥取県議会自由民主党の語堂正範議員から「大規模災害に備えた体制の構築」について、鳥取県議会自由民主党の河上定弘議員から「本県での災害時の防犯対策」について、会派民主の浜田妙子議員から「犯罪被害者サポートセンター新設における警察の取組」について質問があり、警察本部長及び警務部長が答弁した。

常任委員会では、3件の報告を行った。

委員

代表質問・一般質問ともに、丁寧な対応をしていただいた。県民の期待を裏切らないよう、しっかりと対策を立てていただけたらと思う。引き続き、丁寧な対

応を願います。

委員

各議員から様々な質問があったが、タイムリーな県民の要望に応えての質問であり、それに対して、答弁も的確にいただいた。

県民の期待に応えるための課題と今後の対応について、すべてが集約されていると思うので、今後ともしっかり対応をお願いします。

委員

島谷議員からの根本的な質問に対し、県警察としてどういう対応をしていくのか、前例踏襲を排除し、適切な答弁をしていただいた。語堂議員から質問があったとおり、大規模災害について、日本は災害大国となっており、毎年のように災害が発生する。不安に思っている方が多いと思うが、的確に説明いただいたと思う。浜田議員からの一般質問では、犯罪被害者総合サポートセンターの新設について、今後の期待を込めた質問をいただいた。いずれも、しっかり対応いただいたと思う。

(2) 鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの運用開始（警務部）

警察本部

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターは、より充実した犯罪被害者等の支援を行うため、県と県警察、民間の被害者支援団体とが一体となった組織として、本年4月1日に知事部局に設置された犯罪被害者支援の専門組織である。

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの概要について説明する。

センターの体制については、東部、中部、西部にそれぞれ事務所と相談室を設けており、本部の位置づけとなる県庁第2庁舎7階では、県と県警察の被害者支援部門を同一執務室内に配置している。

同執務室で勤務する県職員3人、警察官2人は、情報の早期共有を目的として、それぞれの立場を併任している。つまり、警察職員には県職員の身分を、県職員には警察職員の身分をつけている。また、東部には専門人材として社会福祉士1人を配置し、ケアマネジメント手法による支援のコーディネート等を行う。

相談業務や付添いといった直接的な支援は、センター内に併置される民間支援団体である「とっとり被害者支援センター」が業務委託を受けて行うこととなる。

今後は、このような形で県、警察、民間の3者が同じ執務室内で一体となって被害者支援を行っていくこととなる。

支援のやり方については、コーディネーターとなる社会福祉士が窓口となり、

被害者のニーズに合わせて支援を仲介していく形となったことで、従来は支援内容ごとに各窓口を訪れる必要があった被害者の負担を軽減する点が大きく変わる部分となる。

支援に必要となる情報についても、警察と支援窓口が同一執務室となることで、今まで以上に緊密なやりとりを可能とし、シームレスかつワンストップで支援業務に当たれるものとなっている。

支援内容については、サポートセンターの設置に合わせて拡充等を図っている。警察が行っている各種公費負担制度では、身体犯被害者等の医療費についての支給対象範囲・回数の拡充、緊急避難場所の確保に必要な経費の対象期間の延長や、ハウスクリーニングの対象範囲等について拡充を図ったほか、県においても、家事援助、介護支援等の中長期にわたる生活支援のための制度を新設している。

最後に、関連行事について、本年3月18日に、知事と半田前警察本部長において、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」の締結式が行われた。また、4月1日には、知事、野村警察本部長、とっとり被害者支援センターの佐野理事長に御出席いただき、総合サポートセンターの開所式が行われている。

委員

報告を受け、支援内容の充実が図られていることが理解できた。これから具体的に様々な問題がでてくると思うが、定期的に検証していただき、少しでも犯罪被害に寄り添ったサポートができるように進めていただきたい。県民からすると、組織ができたことは分かるが、具体的な支援の内容等が分からないので、広報を行うとともに、今後も総合的な検討を行いながら、支援の充実を図っていただきたい。

委員

昨年6月議会で知事が発言された内容が、1年以内に実現できた。かなりスピーディーな運びだったと思っている。犯罪被害者は犯罪被害だけでなく、SNS等で中傷されたりと、更なる被害を被ることが多いと聞いている。ワンストップ型の支援組織は被害者にとって有り難い。これから活動をして行かれるにあたり、良い点や改善点が見えてくると思う。今後も報告していただけたらと思う。

委員

ワンストップ型になったということで、大変意味があると思う。それ以上に、内容についても拡充されており、素晴らしいと思う。犯罪被害者の支援は、近年進んでいるが、しっかりと犯罪被害者の方に光が当たることは非常に有り難い。全国的にも先んじた対応であるので、是非全国の範となれるように、しっかりとサポートをしてほしい。

(3) 管区警察局による監察の受監結果（令和5年度第4四半期）

警察本部から、令和5年度第4四半期の管区警察局による管区監察の受監結果について報告があった。

委員

抜き打ちによる随時監察の結果、適正に留置管理業務が行われていたということなので、引き続き随時監察を徹底していただき、業務を適正に行っていただきたい。交番勤務員不在時の対応に関しても、不在の時の措置がしてあるということは、県民にとっては大事なことなので、指導すべき事項が無かったということは、大変良かったと思う。引き続きよろしく願います。

委員

細部に渡って監察が行われた中、対応がきちんとできたということは、県警察のレベルが高かったという現れであり、すばらしい状態を監察してもらうことができ良かったと思う。

委員

日頃の教養をしっかりされていることの現れだと思う。これに甘んじることなく、引き続き、しっかりとした教育をお願いする。

(4) 自転車乗用中に死傷した交通事故の分析結果（交通部）

警察本部

過去10年間の学齢別・年代別の死傷者数について、自転車乗用中（運転・同乗含む。）の交通事故による死傷者数は、1,150人でうち24人の方が亡くなっている。

過去10年間の全死者数（230人）に占める自転車乗用中の死者の割合は、10.4パーセントとなっている。令和5年中は自転車乗用中の交通死亡事故が1件発生し、1人の方が亡くなっている。

自転車乗用中の死傷者のうち、高校生が206人と最も多くなっており、中学生の負傷者数も85人で、中学・高校生が全死傷者の25.3パーセントを占めている。

65歳以上の高齢者については、死者24人中14人、60歳以上では、18人と高齢になるにつれ、死者数が増加しているという分析結果が出ている。

また、時間帯別の状況について、中学・高校生については、登下校の時間帯に当たる8時から10時までの間、16時から18時までの間に多発しており、

高齢者については、10時から12時までの間が顕著であることが分かった。

また、法令違反別の状況では、中学・高校生の死傷者の35.1パーセント（102人）に何らかの法令違反が認められ、特に一時不停止の違反割合が高くなっている。高齢者については、26.1パーセント（79人）に何らかの法令違反が認められ、特に安全不確認の違反割合が高いという結果が出ている。

自転車乗用中の死傷時におけるヘルメットの着用率は、11.8パーセントとなっており、中学生は56.5パーセントが着用していたが、高校生は5.8パーセント、高齢者は3.3パーセントという結果が出ている。

このような分析結果を踏まえ、自転車乗用中の交通事故抑止対策として、①自転車の安全利用に対する意識向上に資する広報啓発活動や交通安全教育の推進、②自転車利用者に対する指導・取締りの強化を重点とし、自治体をはじめとする関係機関・団体等と連携した、自転車乗車時のヘルメットの着用についての広報啓発活動や自転車の安全利用のため、運転免許を所持しない子どもや高齢者等、全ての自転車利用者に対して交通ルールの周知と遵守をさらに進めるとともに、良好な自転車交通秩序の実現に向け、自転車の交通違反に対する指導・取締りを強化し、自転車事故のない安全で安心な鳥取県の実現に向けた重点的・計画的な総合対策を推進していく。

委員

夕方は交通事故が起こりやすいので、しっかりと呼び掛けをしないといけないと感じた。高校生が事故に遭う割合が多く、学校にも広報を行っていくことが必要だと思う。細かいところまで分析していただき、法令違反について、信号無視等が結構あるなと驚いた。データを活用し、県民に声掛けをしていただきたい。

委員

秋になって、無灯火の自転車が増えると、夕方の時間帯が危険となるので注意喚起をお願いしたい。自転車運転者の信号無視や安全不確認が多いとのことで、自転車は赤信号でも横断歩道を渡ってくることもあるので、その点についても注意喚起をお願いしたい。ヘルメット着用について、努力義務だからよいという解釈で、まだ被らなくてよいと思っている人がいる。ヘルメットを被っていないと危険だということを可視化し、様々な角度から広報啓発活動を推進してもらいたい。

委員

自転車に関わる交通事故を減らしていくことが、交通事故全体の抑止につながることで良く分かった。自転車は道路交通法という車両だという認識が必要であり、そこを強調して広報することが必要である。自転車運転者に対する指導取締りを通して、自転車による事故を減らしてもらいたい。学校等を含め、広報啓発活動をお願いする。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの運用開始

4 報告事項

- ・犯罪被害者への継続支援
- ・特殊詐欺被害防止広報

5 決裁

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。